**よくある質問集**

**～入札参加資格申請について、よくある質問を掲載しました～**

質問の多い事項について、下記の項目に分けて掲載していますので、ご覧ください。

（ナビゲーション機能を活用すると、見やすくなります）

・共通事項に係る質問

・県内建設事業者から多い質問

・県外建設事業者から多い質問（工事中）

・県内コンサル事業者から多い質問（工事中）

・県外コンサル事業者から多い質問（工事中）

【問合せ先】

入札参加資格制度に関すること

高知県土木部土木政策課

建設業振興担当

Mail：170201@ken.pref.kochi.lg.jp

システム操作等に関すること

高知県入札参加資格共同電子申請システムヘルプデスク

0570-023-888

[【共通事項に係る質問】](#_Toc14419) 4

[Q. 申請の手引きが見つからない。](#_Toc14920) 4

[Q. 入札参加資格の共同受け付けはどこの市町村が参加する予定か。](#_Toc6600) 4

[Q. 高知県の入札参加資格を申請しないと、市町村への入札参加資格は申請できないのか。](#_Toc26586) 4

[Q. IDとパスワードはどのように取得できるのか。](#_Toc8673) 4

[Q. ログインの制限回数を超過し、ロックがかかってしまったが、どうしたらよいか。](#_Toc2380) 4

[Q. 変更後のパスワードを教えてほしい。](#_Toc19451) 4

[Q. 何度ログインしても「ID、パスワードが異なる」とエラーが出てくる。](#_Toc11466) 5

[Q. 「パスワードをお忘れの方はこちら」で求められる申請用メールアドレスがわからない。](#_Toc5304) 5

[Q. 「パスワードをお忘れの方はこちら」で求められる「秘密の言葉」とはなにか。](#_Toc28430) 5

[Q. 書類の添付方法はどうしたらよいか。](#_Toc22042) 5

[Q. 納税証明書や委任状は「追加付帯資料送付」で各市町村に出さないといけないのか。](#_Toc31099) 5

[Q. 「追加付帯資料送付」に高知県がない。](#_Toc5566) 6

[Q. 営業所への委任とは何か。](#_Toc15857) 6

[Q. 営業所への委任は申請先の自治体ごとに入力する必要があるのか。](#_Toc24018) 6

[Q. 委任状に決まった様式があるか。](#_Toc18037) 6

[Q. 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とはなにか。](#_Toc16042) 6

[Q. 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは異なる者を受任者にしたいが、どうしたらよいか。](#_Toc24288) 7

[Q. 様式第13号は別途作成をしないといけないのか。](#_Toc17963) 7

[Q. 暴力団排除照会対象者には誰を入力するのか](#_Toc20783) 7

[Q. 申請後に申請内容の誤りに気づいた場合は、どうしたらよいか](#_Toc25446) 7

[Q. 入札参加資格システムから届くメールにはどのような種類のものがあるか。](#_Toc28971) 7

[Q. 差し戻しメールが届いたがどうしたらよいか。](#_Toc8206) 8

[Q. 書類を市町村に個別に送付する場合は、どうしたらよいか。](#_Toc23170) 8

[Q. 資格決定通知はいつ頃、発行されるのか。](#_Toc9912) 8

[【県内建設事業者から多い質問】](#_Toc7313) 9

[Q. これまで経営事項審査と入札参加資格審査を、同じ日に受審していたが、どうしたらよいか。](#_Toc1030) 9

[Q. 入札参加資格申請をする前に経営事項審査を受審しなければならないのか。](#_Toc10590) 9

[Q. 経営事項審査も2年に一度になるのか。](#_Toc16930) 9

[Q. 地域点数の添付書類の様式はどこにあるのか。](#_Toc18846) 9

[Q. コンプライアンス基本方針は、高知県に申請しない場合でも必要なのか。](#_Toc14659) 9

[Q. 申請画面で、グレーアウトした項目が修正できない。](#_Toc9660) 10

[Q. 地域点数算定方法等要領に記載があるのに、地域点数画面には表示されていない項目がある。](#_Toc1287) 10

[Q. 地域点数画面に添付する書類の宛先は、誰になるのか。](#_Toc13367) 10

[Q. 地域ボランティアのロードボランティアやビーチボランティアはどうしたらよいか。](#_Toc19940) 10

[Q. 建設業に従事する職員画面で、資格を有しない職員は入力できないのか。](#_Toc8147) 10

[Q. 残留措置の申込みはいつはじまるのか。](#_Toc20238) 10

[Q. 希望区域登録の申込みはいつはじまるのか。](#_Toc3187) 11

# 【共通事項に係る質問】

## Q. 申請の手引きが見つからない。

A. 高知県土木政策課のホームページにある、「建設業関係様式・要綱ダウンロードサービス（入札・経審・許可）」（URL：https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/kensetsu-download/）からダウンロードしてください。

## Q. 入札参加資格の共同受け付けはどこの市町村が参加する予定か。

A. 高知県と併せて、高知市上下水道局含む、高知県内のすべての市町村が参加します。

## Q. 高知県の入札参加資格を申請しないと、市町村への入札参加資格は申請できないのか。

A. いいえ。高知県の入札参加資格の申請をしなくても、市町村の入札参加資格は申請できます。なお、資格審査は、高知県の職員が担当します。

## Q. IDとパスワードはどのように取得できるのか。

A. 新規申請をする場合、高知県電子申請サービスへの申請が必要です。

|  |
| --- |
| ID・パスワード取得申請　URL  https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/profile/userLogin\_initDisplay?nextURL=CqTLFdO4voYhbyT2smiu1d7dRrdLP0zYtUINsUzZVMv%2FKNruR1iszK8IP7QXN3f4Qj1uo8ABnGY0%0D%0A5xkLOJJmSyJT7j9YfaJ1dQMsnUYNAPk%3DiYOaQQv9RSU%3D%0D%0A |

電子申請サービスへの申請後、1週間から3週間ほどで、電子申請サービスに入力したメールアドレスまで送付します。

## Q. ログインの制限回数を超過し、ロックがかかってしまったが、どうしたらよいか。

A. ロックを解除する必要があるので、土木政策課建設業振興担当までメールにてご連絡ください。メールには、「IDのロックがかかってしまったこと」とあわせて、貴社の「商号又は名称」、「建設業許可番号（建設業者のみ）」、「住所（測量、建設コンサルタント等事業者のみ）」の記載をしてください。

メールアドレス：170201@ken.pref.kochi.lg.jp

ロック解除後は、正しいパスワードの確認のために、「パスワードをお忘れの方はこちら」よりパスワードの確認をお願いします。

## Q. 変更後のパスワードを教えてほしい。

A. 変更後のパスワードは、土木政策課でもヘルプデスクでもお答えできません。「パスワードをお忘れの方はこちら」よりご確認ください。

## Q. 何度ログインしても「ID、パスワードが異なる」とエラーが出てくる。

A. 高知県電子申請サービスでIDの申請を行った際に届く、受付完了メールに記載された整理番号を入力している可能性や、高知県電子申請サービスで取得した、利用者通知書のIDを入力している可能性があります。

IDとパスワードは、土木政策課のメールアドレス（170201@ken.pref.kochi.lg.jp）から発送されますので、今一度メールの受信欄をご確認ください。

## Q. 「パスワードをお忘れの方はこちら」で求められる申請用メールアドレスがわからない。

A. 土木政策課やヘルプデスクにお問い合わせがあっても、詳細なメールアドレスについてはお答えいたしかねるので、あらかじめご了承ください。

よくあるものは、行政書士のメールアドレスを申請用メールアドレスとして登録いただいているケースですので、行政書士に申請を委任されている事業者は、そちらまでご確認をお願いします。

## Q. 「パスワードをお忘れの方はこちら」で求められる「秘密の言葉」とはなにか。

A. 秘密の言葉は、その場で決めてもらって大丈夫です。パスワード確認申請を行うと、申請用メールアドレスへ認証番号の確認が届くようになっていますが、その際の二重認証としてその場で決めてもらった「秘密の言葉」を入力します。

## Q. 書類の添付方法はどうしたらよいか。

A. 紙媒体のものを添付する場合は、スキャン機能を使用しPDFで添付する方法のほかに、文字が識別できる写真を撮影し、画像ファイルとして添付することもできます。電子証明書等の場合、利用可能な拡張子の範囲であれば、そのまま添付いただけます。なお、添付可能なファイルの容量上限が個別で決まっているため、容量超過のエラーが出た場合は、ファイルの軽量化や圧縮等でご対応ください。

## Q. 納税証明書や委任状は「追加付帯資料送付」で各市町村に出さないといけないのか。

A. いいえ。納税証明書や委任状等は、高知県や全自治体共通の書類ですので、「入札参加資格審査申請」より添付してください。添付を忘れた場合でも、同じく、「入札参加資格審査申請」より添付し直してください。

なお、「追加付帯資料送付」は、各市町村が独自で求めている資料にあたります。個別の提出資料については、高知県土木政策課のホームページにある、「入札参加資格申請関係」（URL：https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/nyuusatusannkasikaku-index/）の「自治体別審査書類一覧表について」からご確認ください。

## Q. 「追加付帯資料送付」に高知県がない。

A. 「追加付帯資料送付」は市町村向けの機能ですので、高知県あては存在しません。

## Q. 営業所への委任とは何か。

A. 主たる営業所（以下、「本社等」という。）と別に、従たる営業所（以下、「支店・営業所等」という。）がある場合で、本社等が有している許可業種等に係る入札・契約等権限を支店・営業所等に委任することをいいます。

委任をした場合、当該業種については、本社等で入札参加資格を有することは出来ず、支店・営業所等と自治体が直接やり取りを行います。

なお、支店・営業所等に入札契約等権限を委任する際、建設工事の場合は当該支店・営業所等にも建設業許可が必要となり、コンサル業務の場合も当該支店・営業所等に資格が必要となる場合がありますので、要領を確認のうえ、申請してください。

また、県内建設事業者の場合のみ、本社等が有している許可業種のうち一部業種に係る入札契約等権限を支店・営業所等に委任することができます（一部委任という。）。

## Q. 営業所への委任は申請先の自治体ごとに入力する必要があるのか。

A. 申請する業種や、委任先となる支店・営業所等は申請先の自治体ごと個別に選ぶことができます。

なお、委任状や様式第13号は、申請先の自治体ごとに添付しなければならないわけではなく、複数の自治体に対して同一の者を受任者とする場合には、あて名を「申請先自治体の長」とすることで統一することができます。

## Q. 委任状に決まった様式があるか。

A. 委任状は、以下の決まりを満たすものであれば、独自に作成くださったものでかまいません。

1.代表者、受任者の押印がある

2.受任者が営業所長の名前と同一になっている

3.委任する権限のうちに、「見積・入札」の権限と、「契約締結」の権限が含まれている

4.委任期間が、入札参加資格の期間と一致している

また、委任状の日付については、当該委任状を作成した日としてください。

## Q. 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とはなにか。

A. 『建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者、すなわち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者である者（「建設業許可事務ガイドラインについて」より）』を言います。

## Q. 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは異なる者を受任者にしたいが、どうしたらよいか。

A. できません。建設業法施行令第3条に規定する使用人（以下、「令3条の使用人」という。）は、建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者であり、その者でないと建設業の営業はできないこととなっています。したがって、様式13号に記載のない者への契約等権限の委任は認めません。

現時点で様式13号に掲載されていない者を受任者とする場合には、新たに、許可行政庁に届出を行い、受付されたものを添付してください。

## Q. 様式第13号は別途作成をしないといけないのか。

A. いいえ。様式第13号は、入札参加資格申請のために作成するものではなく、建設業許可の申請の際に提出する様式ですので、実際に許可行政庁に提出し、受付をされたものを添付してください。

## Q. 暴力団排除照会対象者には誰を入力するのか

A. 法人の場合は、当該法人における役員等を、個人の場合は、本人を入力してください。

## Q. 申請後に申請内容の誤りに気づいた場合は、どうしたらよいか

A. 【ステータスが「審査前」の場合】

「新規・継続申請」画面の下部から取下げをすることが出来ます。

その後、正しい入力内容に直したものを再度提出ください。

【ステータスが「審査中」や「審査完了」の場合】

審査が開始されると取下げが出来なくなりますので、土木政策課建設業振興担当まで連絡ください。

※　「審査前」、「審査中」などのステータスは申請システムログイン後の左上に表示されます。

## Q. 入札参加資格システムから届くメールにはどのような種類のものがあるか。

A. **「申請受付時」、「差戻し時」、「資格決定通知時」、「パスワード変更時」、「変更申請完了時」**に、申請用メールアドレスまでメールが送信されます。

## Q. 差し戻しメールが届いたがどうしたらよいか。

A. 差し戻し理由がメールに記載されていますので、入札参加資格申請システムにログイン後、申請画面から当該項目を修正のうえ、再度申請ボタンを押して、申請してください。

## Q. 書類を市町村に個別に送付する場合は、どうしたらよいか。

A. ホーム画面の右下にある「追加付帯資料送付」機能を使って、申請自治体が独自に提出を求める書類を、送付するようになっています。

## Q. 資格決定通知はいつ頃、発行されるのか。

A. 令和8年1月下旬から同年2月上旬にかけて、発行予定となっていますので、入札参加資格申請システムからダウンロードしてください。

ただし、システムからの発行対象となるのは、高知県に入札参加資格を申請した事業者となります。各市町村に係る資格決定通知は、該当の市町村にお問い合わせください。

# 【県内建設事業者から多い質問】

## Q. これまで経営事項審査と入札参加資格審査を、同じ日に受審していたが、どうしたらよいか。

A. 令和5年度より、入札参加資格申請が電子申請になるため、経営事項審査と入札参加資格審査を各土木事務所等で同じ日に同時受審する制度はなくなりました。

経営事項審査の予約は、往復はがきで行ってください。

なお、経営事項審査は従来と同じく紙媒体で申請することも出来ますし、国が運営するJCIPから電子申請も出来ます。

また、10月から11月にかけては、経営事項審査の予約が大変混み合いますので、往復はがきの返信が遅くなることがありますので、ご了承ください。

## Q. 入札参加資格申請をする前に経営事項審査を受審しなければならないのか。

A. 基本的に、経営事項審査を受審した上で、入札参加資格申請をしていただきますが、入札参加資格申請が電子申請になったことから、高知県では、入札参加資格審査時に申請事業者が経営事項審査を受審しているかの確認ができません。

入札参加資格の申請期限が11月30日なのに対し、経営事項審査は12月末を申請期限とするため、先に入札参加資格申請をする場合が想定されます。その場合、必ず12月末までに、入札参加資格申請した業種について経営事項審査を受審してください。

もし12月末までに経営事項審査を受審していない場合には、入札参加資格申請を受け付けることはできませんので、ご注意ください。

## Q. 経営事項審査も2年に一度になるのか。

A. 経営事項審査は入札参加資格と異なり、建設業法に定める審査で、公共工事を直接請け負うためには必ず受審しなければならないものにあたります。また、経営事項審査の有効期間は審査基準日から1年7ヶ月ですので、引き続き公共工事を直接請け負う場合は、その有効期間が切れないように毎年受審していただく必要があります。

また、経営事項審査の受審は入札参加資格の要件となっていますので、有効期間が切れないようにご注意ください。

## Q. 地域点数の添付書類の様式はどこにあるのか。

A. 高知県土木政策課HP「要綱・要領・様式等ダウンロードについて」に掲載しています。

|  |
| --- |
| URL  https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/kensetsu-download.html】 |

## Q. コンプライアンス基本方針は、高知県に申請しない場合でも必要なのか。

A. 高知県に申請しない場合、選択肢の「変更なし」にチェックを入れてください。

なお、高知県に申請する場合で、コンプライアンス基本方針を策定していない場合、総合点数上想定されるランクより2ランク又は最下位ランクへ引き下げます。最下位ランクの場合はそのままとします。（全29業種が対象）

## Q. 申請画面で、グレーアウトした項目が修正できない。

A. その項目は、建設業許可の情報をそのまま反映したものなので、事業者側で修正はできません。

内容の変更を希望する場合は、まず建設業許可の変更届の提出をしていただく必要があります。

## Q. 地域点数算定方法等要領に記載があるのに、地域点数画面には表示されていない項目がある。

A. それらの項目は、自動加点の項目にあたります。自動加点とは、事業者からの資料提出等を求めずに、土木政策課が所管官庁や管轄部署に確認を行い、加点を行うものになります。

## Q. 地域点数画面に添付する書類の宛先は、誰になるのか。

A. 様式の宛先は「申請先自治体の長」としてください。例えば「高知県知事あて」になっている申請書を他の市町村が独自の点数算定のために用いると、その申請の効力に疑義が生じる可能性があります。

## Q. 地域ボランティアのロードボランティアやビーチボランティアはどうしたらよいか。

A. ロードボランティアやビーチボランティアは、自動加点項目のため、表示されません。

申請画面で表示されるものはリバーボランティアに係る実績のみですので、ロードボランティアとビーチボランティアについて入力しないでください。

## Q. 建設業に従事する職員画面で、資格を有しない職員は入力できないのか。

A. 令和7年10月1日時点で雇用関係にある職員で、有資格区分に存在する資格を有する職員（技術職員）のみ入力可能です。

令和5年度資格審査まで申請いただいていた現場代理人等は入力できません。

なお、雇用期間等の条件はないため、令和7年10月1日時点で雇用されていれば入力可能です。

## Q. 残留措置の申込みはいつはじまるのか。

A. 残留措置は、格付け作業を完了してからの適用となりますので、令和8年1月、2月頃に土木政策課のホームページにて周知します。

なお、残留措置は、土木一式工事のみが対象となります。

## Q. 希望区域登録の申込みはいつはじまるのか。

A. 希望区域登録は、令和7年12月末から、1月初旬に、土木政策課のホームページにて周知します。

詳細な要件等は、同じくホームページにてお知らせします。